

令和8年最低賃金に関する基礎調査 入力済み調査票の紛失及び個人情報漏えいのおそれについて

このたび、当社から沖縄労働局宛てに発送した入力済み調査票について、宅配業者が配達過程で荷物を紛失する事案が発生いたしました。

関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

事案の概要と対応等について、下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 事案の概要

当社が令和8年6月18日にヤマト運輸株式会社を利用して沖縄労働局宛てに発送した調査票について、調査票86事業所分101枚を紛失するという事案が発生いたしました。紛失した調査票は個人情報が含まれるものであり、個人情報の漏えいが発生したおそれがあります。なお、現時点では、本事案による二次被害の発生は確認されていません。

また、調査票については、令和8年6月10日に沖縄労働局から当社が受領した際にスキニングを行い、令和8年6月18日までに画像データ化およびデータ入力までを完了していたため、調査票に記載された情報は保持できており、再調査には至っていません。

関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

2. 漏えいが発生したおそれがある個人情報

紛失により漏えいが発生したおそれがある個人情報は、事業所名、事業所住所、事業所担当者名、事業所連絡先、労働者名、性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種、給与額、諸手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数であり、件数は延べ339人分です。

3. 発生の原因と対応

配送を委託したヤマト運輸株式会社では、当社から調査票を預かったのち、最寄りの営業所から配達店舗に到着する過程で、配達状況を記録する手順となっています。未配達となっている荷物の追跡を実施しましたが、当社から荷物を受け取った記録以外の配達記録がないため紛失地点の特定に至っていません。

輸送ルート上の作業場、関係車両の搜索並びに不明荷物の画像検索確認等を行った結果、該当する荷物の発見には至らなかったため、具体的な原因が不明のまま紛失という結論に至りました。

4. 再発防止策

配送業者に対して、通過店舗、拠点等における配達記録の確実な実施と、遅延荷物に対する確認体制の構築と履行の徹底を求めます。

また、配達異常の早期発見につながるよう、当社における伝票番号照会による到着確認を徹底いたします。

以上

<本件についての問合せ窓口>

株式会社サーベイリサーチセンター 品質部 03-5990-9298
ヤマト運輸株式会社 お客様サービスセンター 03-3541-3411